

新山口駅北地区重点エリア整備方針検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 小郡都市核の産業交流拠点としての機能強化等を目指す「新山口駅北地区重点エリア」(以下「重点エリア」という。)の整備について、基本的な整備方針をとりまとめることを目的として、「新山口駅北地区重点エリア整備方針検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議し、市長に意見を述べる。

- (1) 重点エリアの整備方針に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から市長が指名し、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済・産業団体を代表する者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、協議会の目的を達成するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により決定する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、山口県地域振興部地域政策課長、同商工労働部商政課長及び同土木建築部都市計画課長の職にあるものをもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、ターミナルパーク整備部計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は平成21年10月19日から施行する。